

令和7年度

第19回東松島市農業委員会総会議事録

令和7年12月22日

東松島市農業委員会

令和7年度第19回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和7年12月22日（月） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地の現状変更計画変更届出について

日程第5 報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第3号 東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

閉 会

出席委員（14名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1 番	熊 谷 奨	2 番	—	3 番	大 山 道 保
4 番	秋 本 まゆみ	5 番	—	6 番	小 岩 敏 幸
7 番	菅 井 賢 治	8 番	安 倍 民 夫	9 番	川 村 勝 雄
10 番	大 崎 康	11 番	齋 藤 宏 樹	12 番	佐 藤 祥
13 番	安 住 高 司	14 番	今 野 嘉 彦	15 番	安 部 俊 郎
16 番	佐 藤 栄 宏				

遅参委員 なし

欠席委員（2名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2 番	門 馬 宏 之	5 番	三 浦 牧 恵		

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
 事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第19回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、
会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員
は16名中14名であります。定足数に達しておりますので、これより第19回東松島市農業委員会総
会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第2
8条第3項の規定に基づき、7番菅井賢治委員、10番大崎康委員のお二人を指名したいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと
思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、大塩字大島148 外 計20筆で6, 319㎡、解約届出日は令和7年11月17日、耕
作者変更により賃貸借契約の解約でございます。

その2、赤井字南四206、4, 961㎡。解約届出日は令和7年11月19日、売買のため賃貸借
契約の解約でございます。

その3、赤井字南四204、732㎡。解約届出日は令和7年11月19日、売買のため賃貸借契約
の解約でございます。

その4、矢本字二反走99 外 計3筆で3, 042㎡。解約届出日は令和7年11月25日、耕作
者の都合による賃貸借契約の解約でございます。

その5、赤井字南一160-1 外 計5筆で2, 975㎡。解約届出日は令和7年11月25日、
売買のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、報告事項2 農地の現状変更届出について、を上程いたします。

その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、赤松字西風106 外 計5筆で4,422㎡。

変更後の利用状況は普通畑。変更目的は畑地として利用するため。変更届出受理日は令和7年12月2日。変更理由は、令和7年11月1日の大雨被害による申請地の一部崩落により工事期間を延長するため。工事期間の変更は、当初の令和7年1月1日から令和7年12月31日までだったところを令和8年6月30日までと延長するものです。位置図は4ページとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、を上程いたします。

その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、小野字中央24-2、98㎡。

転用目的は、戸建住宅建築。現在の利用状況は、休耕中。贈与による所有権移転。令和7年11月25日届出受理。位置図は6ページとなります。鳴瀬庁舎近くの七十七銀行の裏手の南側です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、大塩字表157-1 外 計13筆で6,840㎡。10年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 本件は、基盤強化促進法の利用権設定期間満了により、農地法第3条許可申

請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。
次に、その2及びその3は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その2、赤井字南四206、4、961㎡。

その3、赤井字南四204、732㎡。

いずれも売買による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 14番今野嘉彦委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

その2、その3ともに、調査年月日は、令和7年12月14日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が相手方要望。受け手も相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、その2は水稻と露地野菜の複合経営で、その3は水稻と施設野菜の複合経営です。通作距離は、いずれも約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2及びその3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2及びその3を許可することに決定します。
次に、その4及びその5は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その4、小松字伊勢浦172—1、1、849㎡。

その5、小松字梅堀7—1 外 計2筆で6、358㎡。

いずれも10年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 本件は、基盤強化促進法の利用権設定期間満了により、農地法第3条許可申請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4及びその5を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4及びその5を許可することに決定します。
次に、その6を事務局より説明願います。

○事務局長： その6、矢本字中田239 外 計8筆8,629㎡。10年間の賃借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 本件は、基盤強化促進法の利用権設定期間満了により、農地法第3条許可申請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その6を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その6を許可することに決定します。

次に、その7を事務局より説明願います。本件は、11番齋藤宏樹委員に係る案件ですので、規定により退席願います。

（11番 齋藤宏樹委員 退場）

○事務局長： その7、赤井字上一番82 外 計4筆で4,471㎡。贈与による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 14番 今野嘉彦委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年12月20日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が贈与。受け手が

受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約1 km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その7を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その7を許可することに決定します。

11番 齋藤宏樹委員は入場願います。

（11番 齋藤宏樹委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 11番 齋藤宏樹委員に申し上げます。

その7は、原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。

次に、その8を事務局より説明願います。

○事務局長： その8、赤井字本谷78、1, 361㎡。10年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 11番 齋藤宏樹委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年12月20日。権利の種類は賃借権設定。理由は、出し手が規模縮小、受け手は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜、転作作物の複合経営です。通作距離は、0.2 km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その8を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その8を許可することに決定します。

次に、その9からその12については関連がありますので、一括して事務局より説明願います。

○事務局長：その9、赤井字上三番203 外 計3筆で3,063㎡。

その10、赤井字川前四398-1、4,999㎡。

その11、赤井字川前四390-3、3,517㎡。

その12、赤井字川前四386-3、1,852㎡。

いずれも10年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：本件は、基盤強化促進法の利用権設定期間満了により、農地法第3条許可申請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。その9からその12を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その9からその12を許可することに決定します。

次に、その13を事務局より説明願います。

○事務局長：その13、牛網字下江戸原79 外 計2筆で578㎡。贈与による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 8番 安倍民夫委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員：報告いたします。

調査年月日は、令和7年12月14日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が贈与、受け手は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜です。通作距離は、自宅隣で30m。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その１３を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その１３を許可することに決定します。

次に、その１４を事務局より説明願います。

○事務局長： その１４、赤井字北田３７９―１ 外 計２筆で１０，０１５㎡。１０年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 本件は、基盤強化促進法の利用権設定期間満了により、農地法第３条許可申請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その１４を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その１４を許可することに決定します。

次に、その１５を事務局より説明願います。

○事務局長： その１５、赤井字北沖１０４ 外 計１２筆で１４，２４６㎡。１０年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 本件は、基盤強化促進法の利用権設定期間満了により、農地法第３条許可申請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その１５を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その１５を許可することに決定します。

次に、その１６及びその１７は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その１６、赤井字関の内四号１１１－４ 外 計３筆で４，７４０㎡。

その１７、赤井字関の内四号１６８－５ 外 計５筆で２，５２５㎡。

いずれも１０年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 本件は、基盤強化促進法の利用権設定期間満了により、農地法第３条許可申請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その１６及びその１７を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その１６及びその１７を許可することに決定します。
次に、その１８からその２１は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その１８、小松字谷地１４０ 外 計２筆で２，０４２㎡。

その１９、小松字谷地１４２ 外 計２筆で２，０４２㎡。

その２０、小松字塚田２５６－１ 外 計１０筆で１８，０２９㎡。

その２１、小松字上浮足１２６ 外 計４筆で４，２３８㎡。

いずれも１０年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 本件は、基盤強化促進法の利用権設定期間満了により、農地法第３条許可申請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その１８からその２１を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その１８からその２１を許可することに決定します。

次に、日程第７、議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

その１を事務局より説明願います。

○局長補佐： その１、大塩字天神堂３０－１ 外 計２筆で９０８㎡。転用目的は、太陽光発電用地。

現在の利用状況は、休耕中。売買による所有権移転となります。位置図は14ページとなります。申請地の東隣にある土地の天神堂30—6について、令和5年4月13日に資材置場として農地転用済みですが、譲渡人が生業を廃業するということで、今回の申請地と併せて太陽光発電用地として売却して一括して土地利用を図りたいということです。農地区分は、第2種農地として宮城県と調整を諮っております。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 4番 秋本まゆみ委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年12月15日。転用目的は、太陽光発電用地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○局長補佐： その2、上下堤字南34、403㎡。転用目的は、駐車場・転回広場敷地。現在の利用状況は、一毛田。一時転用にともなう賃貸借権となります。期間は3カ月。許可日から令和8年3月31日までを転用期間としております。来春の耕作には支障を及ぼさないような計画になっております。位置図は15ページとなります。南側にため池がありますが、堤塘敷の一部が崩落しているということで、そちらの修繕工事で使用する駐車場や転回広場としての転用となります。農地区分は、農用地区域ですが、期間が短いため許可の対象になるということで宮城県と調整を諮っております。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番 安住高司委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年12月17日。転用目的は、令和7年度緊急自然災害防止対策事業による工事の転回場及び駐車場。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第8 議案第3号 東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、を上程いたします。

事務局から説明願います。

○事務局長： 資料16ページをご覧ください。

理由としましては、記載のとおり、農業委員会は、行政委員会のひとつであり、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、非常勤特別職の地方公務員であることから、法令遵守による公平・公正な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、職務遂行における法令遵守の姿勢を明確にするため、申し合わせ内容を明文化し、取り組むものとなります。

（東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について朗読説明）

申し合わせ決議の取り組み実施に至った経緯としましては、令和元年10月に農業委員会の会長が収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことから、同年11月に開催した全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図るため「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されました。この決議を踏まえ同年12月、全国農業会議所より、全国運動として農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図る取り組みを行うよう通知が発出されました。

この通知を受け、各農業委員会では、年1回以上、法令遵守の注意喚起の取り組みを実施することとなっております。

なお、この申し合わせ決議については、総会議事録に残すよう指示されています。

令和元年以降、東松島市農業委員会でも毎年法令遵守の注意喚起の取り組みを実施しております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第3号 東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、を原案のとおり承認することに決定いたします。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもって、第19回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時12分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和7年12月22日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 7番 菅井 賢治

署名委員 10番 大崎 康

